

船舶事故調査報告書

令和7年5月28日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（岸壁）
発生日時	令和6年1月11日 07時00分ごろ
発生場所	山口県山陽小野田市小野田港公共岸壁 小野田港防波堤灯台から真方位097° 380m付近 （概位 北緯33° 58.4′ 東経131° 10.1′）
事故の概要	貨物船佳容丸は、着岸操船中、岸壁に衝突した。
事故調査の経過	令和6年2月20日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 佳容丸、499トン
船舶番号、船舶所有者等	135922、株式会社菅原ジェネラリスト
乗組員等に関する情報	船長、一級（航海）
負傷者	なし
損傷	本船 バルバスバウに凹損 岸壁 壁面にコンクリートの剝離及び凹損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏 日出時刻：07時21分ごろ 常用薄明開始時刻：06時54分ごろ
事故の経過	<p>本船は、船長ほか4人が乗り組み、小野田港公共岸壁3号（以下「本件岸壁」という。）に左舷着けする目的で、船長が単独で操船に当たり、レーダー及び電子海図装置を作動させ、船首甲板に航海士ほか1人、船尾甲板に機関長ほか1人をそれぞれ配置し、小野田港内を北東進した。</p> <p>船長は、本件岸壁の北西方沖で、本船をその場で右回頭させて船首を南東に向けた後、約1ノットの対地速力で本船を本件岸壁に接近させ、本件岸壁に対して約30°の角度で接近できるように、本船を更に右回頭させて船首を南南東に向けた。</p> <p>船長は、日出前で本件岸壁の壁面がよく見えなかったが、本件岸壁周辺にある工場建屋や、積み上げられていた鉄くずの山を目安にして着岸操船できると思い、サーチライト等を使用するなどして本件岸壁を直接確認できる手段を講じることなく、操船を続けた。</p> <p>船長は、船首配置の航海士から本件岸壁までの距離の報告を受けながら極微速力前進と停止を繰り返し、バウスラスターを使用して徐々に本船を本件岸壁に接近させた。</p> <p>船長は、本件岸壁までまだ距離があると思っていたところ、船首配置の航海士から「危ない」との報告を受け、直ちに主機を後進としたが、直後に本船のバルバスバウ左舷側が本件岸壁に衝突した。</p>

	<p>船長は、本船を本件岸壁に着岸させた後、被害状況を確認し、本事故の発生を海上保安庁に通報した。</p> <p>(付図1 航行経路図 参照)</p>
分析	<p>本船は、着岸操船中、船長が、日出前で本件岸壁壁面が十分に見えない状況下、本件岸壁周辺の工場建屋や鉄くずの山を目安にして着岸操船を続けたことから、本件岸壁までの距離を見誤って減速時機が遅れ、主機を後進としたものの間に合わず、本件岸壁に衝突したものと考えられる。</p> <p>船長は、サーチライト等で本件岸壁壁面を照らすなどして、本件岸壁壁面を直接確認しながら着岸操船を行わなかったことから、本件岸壁までの距離を見誤ったものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、着岸操船中、船長が、日出前で本件岸壁壁面が十分に見えない状況下、サーチライト等で本件岸壁壁面を照らすなどして、本件岸壁壁面を直接確認しなかったため、本件岸壁までの距離を見誤り、本件岸壁に衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船長は、夜間の着岸操船を行う際、接岸岸壁が目視で確認しづらいときは、サーチライト等で接岸岸壁を照らすなどして、接岸岸壁を直接確認しながら着岸操船を行うこと。

付図1 航行経路図

